



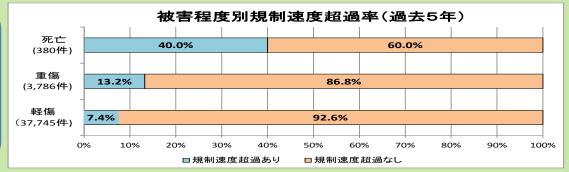
総合的な速度管理の必要性

~規制速度遵守が死亡事故を減少させる~

H29.11

被害程度と規制速度超過の関係

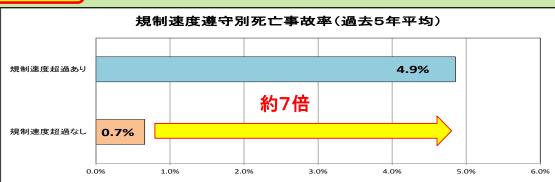
○規制速度を超過した 交通事故の割合は、 被害程度が軽傷の場 合は7.4%であるの に比べて、死亡の場 合には40.0%を占 めている。※1



(原付を除く第1当事者)※2

規制速度の遵守による被害の軽減

○規制速度を超過した 交通事故は、規制 速度を超過しない交 通事故に比べて、死 亡事故率が**約7倍** となる。※3



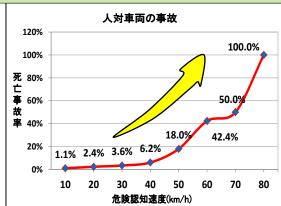
(原付を除く第1当事者)

走行速度と交通事故の関係

危険認知速度別死亡事故率(H24~H28)

- ○車両相互の事故の場合、車両の危険認知 速度が40キロを 超えると死亡事故率 が上昇する。※4
- ○人と車両の事故の場 合、車両の危険認知 速度が30キロを超 えると死亡事故率が 上昇する。





(原付以上の第1当事者、一般道路)

交通指導取締りの交通事故抑止効果

- 〇自動車運転者、自転車利用者及び歩行者の交通安全意識の向上を図り、交通事故を抑止するためには、交通 事故が発生した現場を中心とした交通指導取締りはもとより、交通事故分析の結果に基づく、交通事故多発 時間帯、多発エリア、多発路線における交通指導取締りが必要である。
- ※1 規制速度を超過した交通事故とは、危険認知速度が交通事故が発生した地点の規制速度を上回った場合における当該交通事故をいいます。
- ※2 第1 当事者とは、交通事故に関与した人のうち、違反(過失)が最も重いものをいい、違反(過失)が同程度の場合は被害が軽いものをいいます。
- ※3 死亡事故率(%)=死亡事故件数/交通事故件数×100
- ※4 危険認知速度とは、交通事故の当事者が原付以上の車両の場合、その運転者が相手方車両、人、物件等を認め、危険を認知した時点の走行速度をいい、具体的には、ブレーキ、ハンドル操作等の事故回避行動をとる直前の速度をいいます。なお、運転者が危険を認知せず、事故に至った場合は、事故直前の速度としています。

総合的な速度管理の内容

区分 市街地※1 非市街地 事故多発幹線道路 生活道路※2 高速道路等 (特徴) ※3 (特徴) (特徴) (特徴) ○県下全体の死亡事故 〇県下全体の人身事故 〇死亡事故の62.8%が ○県下全体の人身事故の61.6% ○人身事故の43.1%が朝夕 の57.3%を占めて の37.7%を占めて (7~9時、16~19時)に 夜間に発生している。 を占めている。 いる。 発生している。 〇死亡事故の44.2%が ○人身事故の43.1%が朝夕 いる。 地域 ○歩行者、自転車利用者は、 〇死亡事故の29.4% ○人身事故の64.2% 車両単独事故、32.6% (8~10時、16~18時)に発 生活道路以外の道路と比 が車両単独事故、 が追突事故である。 が追突事故である。 生している。 ・路線等の特性に応じた分類と目標 較して、人身事故の被害 ○人身事故の73.1%が 23.4%が出会い頭 〇死亡事故の29.3% ○人身事故の40.9%が追突事故、 に遭う割合が高い。 追突事故である。 事故である。 が人と車両の事故 24.8%が出会い頭事故である。 ○危険認知速度が30キロを ○出会い頭の死亡事故 である。 ○死亡事故の47.6%が人と車両 超えると、死亡事故率が の事故、そのうち72.7%が道 の75.9%が信号の 30キロ以下の4.2倍にな ない交差点で発生し 路横断中に発生している。 ている。 (目標) (目標) (目標) (目標) (目標) ○車両速度の抑制 ○規制速度、車間距離保 規制速度の遵守による人身事故の抑止。 被害軽減 ○通過交通の抑制・排除 持の遵守による人身事 ○円滑な道路交通の確保 ○出会い頭事故、車両 〇円滑な道路交通の確保 ○歩行者、自転車利用者の 故の抑止、被害軽減 ○車両速度の抑制 ○追突事故、出会い頭事故の防止 単独事故の防止 安全確保 ○円滑な道路交通の確保 ○歩行者、自転車利用者の安全 ○追突事故の防止 ○車両単独事故、追突事 確保 故の防止 交 通 環 境 に 合した速度 制 の 見 直 発ェリア、 多発路線における交通指導取締り 事故多発時間帯 多 管 理 者 と 連 携 し 道路環境整 備 1= る速 度 抑 分類ごとの取り 通学路及び交通事故が発生した現場を中心とした交通指導取締り ○速度超過、車間距離不 保持を重点とした交通 交通情報板等を活用した交通事故防止情報発信 〇「ゾーン30」による面 指導取締り ○地域住民に規制速度を遵守させ ○運転者に規制速度を ○運転者に緊張感を保 的な速度規制 〇パトカーのレッド走行 による警戒活動 るための交通安全教育・広報 遵守させるための運 持した運転を促すた ○抜け道として利用の自粛 ○道路管理者と連携した 啓発活動 転者教育•広報啓発 めの運転者教育・広 と規制速度の遵守を働き ○適切な交通規制、信号制御に 活動 報啓発活動 掛けるための運転者教育、 渋滞情報発信 〇交通関係機関・団体 よる交通流管理 〇白バイ、パトカーの 広報啓発活動 ○運転者への交通事故防 に規制速度を遵守し レッド走行による警 ○子供、高齢者等に対する 止情報発信 た走行の働き掛け 保護誘導活動 戒活動 〇公開交通指導取締り 「ゾーン30」による面的な 速度規制を実施している地区 (H29.10.月末現在) 重点的な速度抑制対策を実施する地域 重点的な速度抑制対策を 重点的な速度抑制対策を 実施する路線 ○桑名署~馬道地区 ○いなべ署~東員地区 実施する路線 具体的な地域・ 【最重点3路線】 〇四日市北署~川越富州原地区 〇四日市南署~日永地区 【重点2路線】 桑名市 2地区 ○国道1号 〇四日市西署~菰野地区 ○亀山署~江ヶ室地区 0 ○東名阪自動車道 四日市市 15地区 ○国道23号 ○鈴鹿署~平田地区 ○津署~一身田地区 0 鈴鹿市 2地区 〇名阪国道 ○国道42号 Ö 4地区 【重点19路線】 津市 ○津南署~久居駅前地区 ○松阪署~川井町地区 0 ○国道25号 松阪市 5地区 ○伊勢署~曽祢町地区 道路情報板による情報発信 〇大台署~佐原•三瀬谷地区 Ō ○国道163号 伊勢市 3地区 ○鳥羽署~阿児地区 ○尾鷲署~尾鷲駅前地区 ○国道165号 0 伊賀市 1地区 ○熊野署~有馬地区 〇紀宝署~成川地区 ○国道258号 0 名張市 2地区 ○国道306号 ○伊賀署~丸の内地区 ○名張署~桔梗が丘地区 ゾーン30指定地区は、 〇国道365号 別添の「ゾーン30指定 ※地区名は、各警察署の交番・駐在所名で表記しています。 ○国道368号 地区マップ」を参照 ○国道421号 ○国道477号 ゾーン30 広報啓発活動 通学路の街頭指導 〇県道桑名東員線 ○県道四日市菰野大安線 ○県道鈴鹿環状線 ベルト着用 ○県道津関線 ○県道上浜高茶屋久居線 速度落せ ○県道松阪久居線 ○県道鳥羽松阪線 な ○県道伊勢磯部線 取 ○県道四日市鈴鹿環状線 道路環境の整備・充実 隣接署との合同取締り ○県道松阪環状線 組 交通安全講習 交通指導取締り 例 CHARLE TERRIBORY 白バイによるレッド走行 「市街地」とは、道路に沿っておおむね500メートル以上にわたって、住宅、事業所又は工場等の建物が連立し、又はこれらが混在して連立

している状態であって、その地域における建造物及び敷地に占める割合が80%以上になるいわゆる市街地的形態をなしている地域をいいます。

「生活道路」とは、主として地域住民の日常生活に利用される道路をいいます。 交通事故の特徴は、平成24年から平成28年までの5年間を対象にしています。

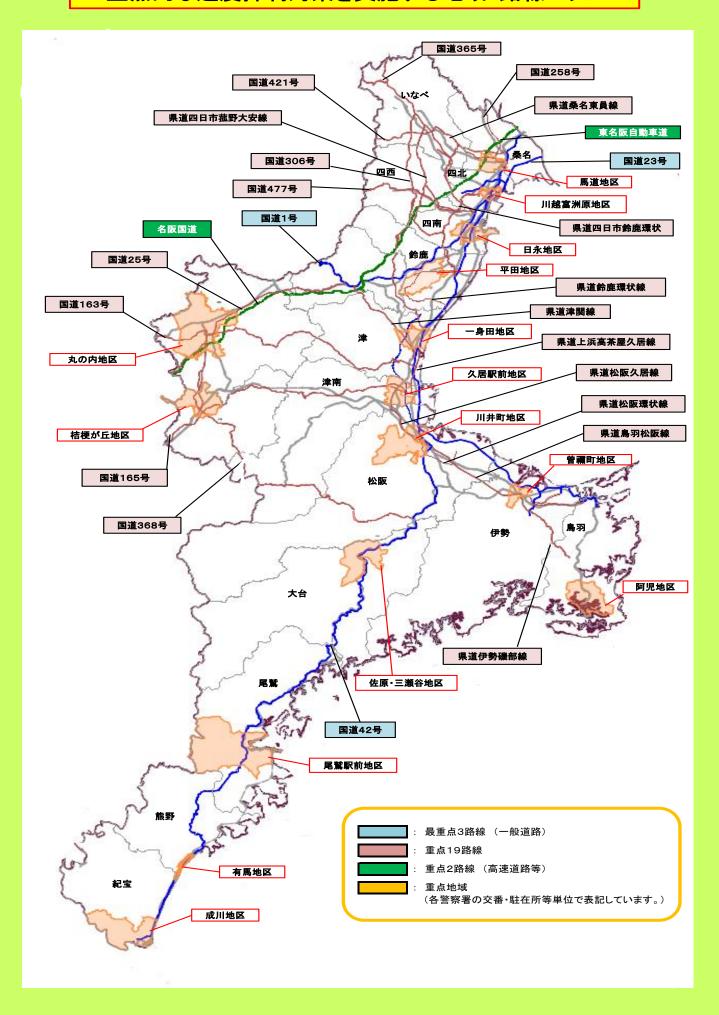
速度抑制対策は、具体的な地域・路線等以外についても、交通情勢等に応じて適宜行います。

分類ごとの取組は、他の分類と重複する場合があります。

考

%3
%4

重点的な速度抑制対策を実施する地域・路線マップ



ゾーン30指定地区マップ

